

# 退職後の諸給付等の手引

(令和6年1月)

- 退職手当のこと・・・・・・・・・・・・ 給与厚生課給付班（県）  
083-933-2069
- 長期給付のこと・・・・・・・・・・・・ 福利・給付班（共済組合）  
083-933-4581
- 任意継続組合員・退職後の  
短期給付のこと・・・・・・・・・・・・ 福利・給付班（共済組合）  
083-933-4583
- 任意継続組合員に対する掛金  
のこと・・・・・・・・・・・・ 経理班（共済組合）  
083-933-4577
- 福祉事業のこと・・・・・・・・・・・・ 福利・給付班（共済組合）  
083-933-4570
- 互助会給付及び退職互助部制度  
のこと・・・・・・・・・・・・ 互助会  
083-933-4777

山 口 県 教 育 庁  
公 立 学 校 共 濟 組 合 山 口 支 部  
一 般 財 団 法 人 山 口 県 教 職 員 互 助 会  
(〒753-8501 山口市滝町1番1号)

## お願い

1 教職員の皆さんのが退職されたときには、県・公立学校共済組合及び教職員互助会から各種の給付があります。請求もれのないよう、また、提出書類をよく整えて、早めに提出してください。

### 2 請求権の時効

給付を受ける権利は次のとおりです。それぞれ請求を行わなかったときは、時効によって権利が消滅しますので注意してください。

- (1) 退職手当及び共済組合長期給付 ・・・ 納付事由が生じた日から 5 年間
- (2) 共済組合短期給付 ・・・・・・・・・・ 納付事由が生じた日から 2 年間
- (3) 互助会給付 ・・・・・・・・・・・・ 納付事由が生じた日から 3 年間

### 3 その他

それぞれの手続で使用する印章に指定がある場合があります。記入例等をよく確認の上、押印してください。

# もくじ

## 退職手当

退職手当の算定及び諸控除	1
退職手当受給のための手続	8
受給に必要な書類	8
記入上の留意事項	10

## 共済組合給付

### 長期給付（年金）

公的年金制度について	14
年度末退職（常勤の暫定再任用終了を含む）に伴う手続	28
参考事項	31

### 短期給付

退職後の医療保険制度	32
短期組合員の退職に伴う手続	33
医療給付（任意継続組合員となる場合）	33
任意継続組合員制度	35
退職に伴う「国民年金第3号被保険者」の届出	39
退職後のその他の短期給付	46

## 福祉事業等

福祉事業等の退職時の手続	47
任意継続組合員制度に加入された方の福祉事業	48

## 互助会給付

退職に伴う手續等（現職事業）	49
退職互助部制度	54
再任用職員の手續等	58-1
臨時的任用職員、フルタイム会計年度任用職員の手續等	58-2

## 提出書類等一覧表

59